年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1.	今回	のあ	つせん	等	の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和37年9月1日から38年3月31日までA社B工場で勤務し、同年4月1日からはA社で勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無かった。継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人がA社B工場及びA社に継続して勤務し、また、申立人と同じ期間に両事業所における厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚の供述から判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の同僚が、「A社B工場への出向期間は昭和37年9月1日から38年3月31日までとあらかじめ決められており、同年4月1日からA社で勤務した。」と供述していることから、A社B工場における資格喪失日を昭和38年4月1日とするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 38 年2月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪 失日を昭和38年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時) がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和 38 年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和37年9月1日から38年3月31日までA社B工場で勤務し、同年4月1日からはA社で勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無かった。継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同じ期間にA社B工場の厚生年金保険被保険者記録があり、昭和 38 年4月1日にA社で厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚の供述から判断すると、申立人が両事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の同僚が、「A社B工場への出向期間は昭和37年9月1日から38年3月31日までとあらかじめ決められており、同年4月1日からA社で勤務した。」と供述していることから、A社B工場における資格喪失日を昭和38年4月1日とするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 38 年2月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪 失日を昭和 38 年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時) がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和 38 年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和38年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和37年9月1日から38年3月31日までA社B工場で勤務し、同年4月1日からはA社で勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無かった。継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人がA社B工場及びA社に継続して勤務し、また、申立人と同じ期間に両事業所における厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚の供述から判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の同僚が、「A社B工場への出向期間は昭和37年9月1日から38年3月31日までとあらかじめ決められており、同年4月1日からA社で勤務した。」と供述していることから、A社B工場における資格喪失日を昭和38年4月1日とするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 38 年2月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪 失日を昭和38年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時) がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年4月20日から19年3月31日まで

② 昭和19年4月1日から同年10月1日まで

③ 昭和33年4月から35年3月31日まで

私は、申立期間①はA社及び申立期間②はB社C支店で技術指導員として、申立期間③はD社E支店(現在は、D社F支店) G営業所で営業員としてそれぞれ勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

全ての申立期間について間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人はA社に勤務していたと主張しているところ、商業法人登記の記録によると、同事業所は申立期間後の昭和24年5月10日に設立され、平成3年10月30日に解散している上、当時の事業主の所在も不明であることから、申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることができなかった。

また、事業所記号簿によると、当該事業所は昭和 28 年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた複数の元同僚は、当該事業所が厚生年金保険の 適用事業所となった後に被保険者資格を取得していることが確認できるものの、 申立期間の被保険者記録は無く、いずれも所在不明のため供述を得ることはでき なかった。

申立期間②については、申立事業所の本部であるB社は、昭和23年8月15日 に解散している上、承継事業所であるH社は、当時のことは不明と回答しており、 申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることができなかった。 また、申立期間は労働者年金保険法(昭和16年法律第60号)の適用期間であるが、同法では、工場法又は鉱業法の適用を受ける工場又は事業場等に使用される男子労働者(いわゆる筋肉労働者)が対象とされており、申立人は技術指導員だったとしていることから、労働者年金保険法が適用される筋肉労働者としては考え難い。

申立期間③については、元同僚の供述から時期及び期間は特定できないものの、 申立人がD社E支店G営業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D社F支店に照会したところ、「当時の資料が無いので全く不明である。」と回答しており、申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることができなかった。

また、申立人が名前を挙げた複数の元同僚にも、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿による と、申立期間において申立人の厚生年金保険被保険者記録は無く、整理番号に欠 番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。